

医政第401号
平成24年7月4日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

計画停電に係る人工透析患者及び実施施設に対する注意喚起について
このことについて、別添のとおり下記関係団体へ標記対応への協力を依頼しました
ので、お知らせします。

なお、人工透析患者及び透析施設に係る相談につきましては、現在設置しております
「計画停電が実施された場合の人工呼吸器等を使用する在宅療養患者の緊急相談窓
口」で併せて対応いただきますようお願いいたします。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県薬剤師会
社団法人 熊本県看護協会
熊本県公的病院長会
全日本病院協議会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部
熊本県透析施設協議会
熊本県訪問看護ステーション連絡協議会

医療政策課 総務・医事班 (担当: 富野)
TEL: 096-333-2205
FAX: 096-385-1754
メール: tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp



医政第401号
平成24年7月4日

社団法人 熊本県医師会長
社団法人 熊本県歯科医師会長
社団法人 熊本県薬剤師会長
社団法人 熊本県看護協会会長
熊本県公的病院長会長
全日本病院協議会熊本県支部長
全国自治体病院協議会熊本県支部長
熊本県透析施設協議会長
熊本県訪問看護ステーション連絡協議会長

} 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

計画停電に係る人工透析患者及び実施施設に対する注意喚起について
このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局総務課及び同省健康局疾病対策課から標記に係る周知依頼がありました。

つきましては、セーフティーネットとしての計画停電時における適切な対応を図るため、下記について貴会会員へ御周知いただき、人工透析患者が遺漏なく停電に対応できるよう、適切な指導の実施について特段の御配慮、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

(関係医療機関への注意喚起の内容)

- ① 計画停電の可能性及び事前の情報収集
- ② 計画停電に備えた患者への適切な周知
- ③ 必要に応じて計画停電時間外の診療時間帯の調整
- ④ 近隣医療機関の情報収集及び調整
- ⑤ 特に、就労している透析患者への配慮 等

熊本県 健康福祉部健康局医療政策課総務・医事班
(担当：富野、浦)
電 話： 096-333-2205
FAX： 096-385-1754



事務連絡
平成 24年 6月 29日

北海道電力、関西電力、四国電力又は九州電力から
電力供給される道府県透析担当主管部（局） 御中

（北海道、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局疾病対策課

計画停電に係る人工透析患者及び実施施設に対する注意喚起について（依頼）

日頃、厚生労働行政に御理解、御協力を頂いていることについて、厚くお礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、国民各層に節電の協力を呼びかけており、計画停電は不実施が原則とされています。しかしながら、電力需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関しては、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、セーフティネットとしての計画停電が実施される可能性もあることから、貴管内の透析を施行している医療機関に対して、

- ①計画停電の可能性及び事前の情報収集
- ②計画停電に備えた患者への適切な周知
- ③必要に応じて計画停電時間外の診療時間帯の調整
- ④近隣医療機関の情報収集及び調整
- ⑤特に、就労している透析患者への配慮

等の注意喚起を行い、人工透析患者が遺漏なく停電に対応できるよう、適切な指導の実施について特段の御配慮、御協力方お願い申し上げます。必要に応じ、各都道府県において、患者及び透析施設に対する相談窓口の設置や、患者に対する計画停電による透析施設への影響等に関する情報提供などをご検討頂き、当該対応状況について疾病対策課宛にご連絡頂ければ幸いです（別紙様式）。

（昨年度の東京電力管内における計画停電時の透析施設での対応について、以下の参考文献あり。また、公益社団法人 日本臨床工学技士会においても昨年の計画停電をもとに「計画停電における医療機器の安全使用マニュアル2012年度版」を作成し、7月2日に同法人のホームページに掲載予定とのこと。）



「福島原発（東京電力）被災による計画停電の透析への影響 -東京三多摩地区アンケート調査より・（日本透析医会雑誌 vol.26 No.2 2011, p259-268）」抜粋

東京三多摩地区アンケート調査によると、福島原発（東京電力）被災による計画停電の透析への影響として、計画停電地区に入っていたが実際に停電が直前に回避された20施設、実際に停電があった43施設、計63施設のうち、早朝透析（開始5時～8時）を実施した施設が62%、計画停電が直前に中止され変更した透析時間を更に変更した施設が30%、計画停電により深夜透析（開始22時以降～終了8時まで）を実施した施設が16%、計画停電により日曜日に透析を実施した施設が13%、透析時間の変更により仕事をもっている患者に支障が出た施設が73%であった。

なお、救急患者の搬送等、地域における医療提供体制にできる限り支障が生じることがないように、緊急かつ直接的に人命に関わり、重篤な患者の受入を常に行う等の観点から、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内の特定の医療機関に対しては、計画停電時においても通電が行われることとなっております（施設名等については以下のURL参照）。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002doat.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局疾病対策課

電話番号 03-5253-1111(内線2359、2981) 担当：長、田中

(直通) 03-3595-2249

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

電話番号 03-5253-1111(内線2518) 担当：藤本